

## カヌースプリント競技規則の改定

競技運営部 カヌースプリント競技運営委員会

ページ	現行	改定
P2	第1条 目的 (Aim)	第1条 目的 ( <b>Objective</b> )
P2	第3条 競技者 (選手) (Competitors)	第3条 競技者 (選手) ( <b>Athlete</b> )
P4	第2章 用艇の種類及び規格 (CLASSES AND BUILDING RULES)	第2章 用艇の種類及び規格 ( <b>BOATS SPECIFICATIONS</b> )
P4	第6条 構造 (Construction) 1～2 (略) <b>(追加)</b>	第6条 構造 (Construction) 1～2 (略) <b>3 全ての艇は、艇長の軸線上に対称でなければならない。</b>
P5	3 不正に選手が有利になるような外部の物質を艇に付加してはならない。 <b>(追加)</b>  競技中、すべての電気・電子的装置を艇に乗せてはならない。これは、以下の物を含む。 電気ポンプ・速度計測器具・歪計・心拍計(メトロノーム・ペースメーカー)  報道中継やイベントのためにリアルタイムで情報を送ることのできる装置を艇や選手に取り付ける場合及び、連盟が選手強化に必要とするレース分析のために同様の装置を取り付ける場合は、事前に競技委員会に届け出て許可を得なければならない。ただし、いかなる場合もレース中の選手に情報を送ることはできない。	4 不正に選手が有利になるような外部の物質を艇に付加してはならない。  <b>艇のいかなる部分 (シートとフットレストを含む) にも、選手に不当な有利性を与えるような方法で艇を推進させるための可動部品があってはならない。(承認された既存の回転シートは除く)</b>  競技中、すべての電気・電子的装置を艇に乗せてはならない。これは、以下の物を含む。 電気ポンプ・速度計測器具・歪計・心拍計(メトロノーム・ペースメーカー)  報道中継やイベントのためにリアルタイムで情報を送ることのできる装置を艇や選手に取り付ける場合及び、連盟が選手強化に必要とするレース分析のために同様の装置を取り付ける場合は、事前に競技委員会に届け出て許可を得なければならない。ただし、いかなる場合もレース中の選手に情報を送ることはできない。

ページ	現行	改定
P5	<p>4 カヤック (K)</p> <p>5 カナディアン (C)</p> <p>ハル (船底) は艇長の軸線上に対称でなければならない。 舵または他の操舵装置を取り付けてはならない。</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p>	<p>5 カヤック (K : Kayaks)</p> <p>6 カナディアン (C : Canoes)</p> <p>(削除)</p> <p>舵または他の操舵装置を取り付けてはならない。</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p>
P7	<p>第8条 役員と委員会及び役員の職務 (Duties of the Officials)</p> <p>1 連盟が主催または主管する競技会、加盟都道府県カヌー協会及びブロック協会が主催または主管する競技会には、次の競技役員を置く。</p> <p>(1) 競技会会長・副会長</p> <p>(2) 審議委員会委員長・委員 (ジュリー)</p> <p>(3) 競技委員会委員長 (チーフオフィシャル)</p> <p>(4) 競技委員会副委員長 (コンペティションマネージャ)</p> <p>(5) 競技総務部長 (テクニカルオルガナイザー)</p> <p>(6) 審判部長 (チーフジャッジ)</p> <p>(7) 発艇員 (スターター)</p> <p>(8) 整列員 (アライナー)</p> <p>(9) 水路審判員 (コースアンパイア)</p> <p>(10) 回航審判員 (ターニングポイントアンパイア)</p> <p>(11) 決勝審判員 (フィニッシュラインジャッジ)</p> <p>(12) 計時員 (タイムキーパー)</p> <p>(13) 検艇員 (ボートメジャラー)</p> <p>(14) 配艇員</p> <p>(15) 総務部員</p> <p>(16) 放送員 (アナウンサー)</p>	<p>第8条 役員と委員会及び役員の職務 (Duties of the Competition committee and Officials)</p> <p>1 連盟が主催または主管する競技会、加盟都道府県カヌー協会及びブロック協会が主催または主管する競技会には、次の競技役員を置く。</p> <p>(1) 競技会会長・副会長</p> <p>(2) 審議委員会委員長・委員</p> <p>(3) 競技委員会委員長 (チーフオフィシャル・Chief Official)</p> <p>(4) 競技委員会副委員長 (デビュートイ チーフオフィシャル・Deputy Chief Official)</p> <p>(5) 競技総務部長 (コンペティションマネージャー・Competition Manager)</p> <p>(6) 審判部長 (チーフジャッジ・Chief Judge)</p> <p>(7) 発艇員 (スターター・Starter(s))</p> <p>(8) 整列員 (アライナー・Aligner(s))</p> <p>(9) 水路審判員 (コースアンパイア・Course Umpire(s))</p> <p>(10) 回航審判員 (ターニングポイントアンパイア・Turning Point Umpire(s))</p> <p>(11) 決勝審判員 (フィニッシュラインジャッジ・Finish Line Judge(s))</p> <p>(12) 計時員 (タイムキーパー・Timekeeper(s))</p> <p>(13) 検艇員 (ボートコントローラー・Boat Controller(s))</p> <p>(14) 配艇員</p> <p>(15) 総務部員</p> <p>(16) 放送員 (アナウンサー・Announcer)</p>

ページ	現行	改定
P8	(17) 通信員 (18) 報道員 (プレスオフィシャル) (19) 式典表彰員 (20) 記録員 (21) 水路施設員 (22) 医事員 (23) 写真判定員 (24) 救助員 (25) その他競技会に必要な役員および補助員 (略)	(17) 通信員 (18) 報道員 (プレスオフィサー・Press Officer) (19) 式典表彰員 (20) 記録員 (21) 水路施設員 (22) 医事員 (メディカルオフィサー・Medical Officer) (23) 写真判定員 (24) 救助員 (25) その他競技会に必要な役員および補助員 (略)
P8	2 委員会 (1) 審議委員会 (ジュリー) (略) (2) 競技委員会 (コンペティションコミティ) ① (略) ②ア～オ (略)	2 委員会 (1) 審議委員会 (ジュリー・Jury) (略) (2) 競技委員会 (コンペティションコミティ・Competition Committee) ① (略) ②ア～オ (略)
P9	カ 予選において、負傷した選手を他の組み合わせあるいは決勝組み合わせに参加させることができる。	(削除)
P9	3 競技役員の職務 (1) ～ (7) (略) (8) 整列員 整列員は、競技会が遅滞のないよう艇を発艇線上に集合させ、選手の競技衣服、ゼッケン番号及びカヌー艇番号をチェックする。全艇が発艇線に並んだとき、白旗を上げて発艇員に合図する。	3 競技役員の職務 (1) ～ (7) (略) (8) 整列員 整列員は、競技会が遅滞のないよう艇を発艇線 (スタートライン) に着けさせ、選手の競技衣服、ゼッケン番号及びカヌー艇番号をチェックする。全艇が発艇線に並んだ時、または完全に発艇装置内に入った時、白旗を上げて発艇員に合図する。

ページ	現行	改定
P12	<p>(9) 水路審判員 水路審判員は、競技中に選手が規則を遵守しているかを監視する。 500m、1000m種目において水路審判員は、通常モーターボートで追隨する。200m種目においては、発艇線及び決勝線の後方で監視する。 (略) (10) ～(22)(略) (23) 写真判定員 写真判定員は、各競技の入線（ゴールイン）状況を撮影し、写真判定により競技結果を正しく判定する資料を作成する。 (24) ～ (25) (略)</p>	<p>(9) 水路審判員 水路審判員は、競技中に選手が規則を遵守しているかを監視する。 500m、1000m種目において水路審判員は、通常モーターボートで追隨する。200m種目においては、発艇線及び決勝線（フィニッシュライン）の後方で監視する。 (略) (10) ～(22)(略) (23) 写真判定員 写真判定員は、各競技の入線（フィニッシュ）状況を撮影し、写真判定により競技結果を正しく判定する資料を作成する。 (24) ～ (25) (略)</p>
	<p>第10条 参加申込（Entries） 1～2（略） 3 参加チームは、各種目ごとに補欠選手を申込むことができる。 補欠選手がある場合は、申込み選手名簿に記載されなければならない。 4～5（略）</p>	<p>第10条 参加申込（Entries） 1～2（略） 3 参加チームは、種目ごとに補欠選手を申込むことができる。 補欠選手がある場合は、申込み選手名簿に記載されなければならない。 4～5（略）</p>



ページ	現行	改定
	<p>第21条 発艇 (Start)</p> <p>1 選手は、競技プログラムに明示された時間に、発艇地点にいないといけない。</p> <p>発艇は、発艇地点にいない選手を照会することなく行われる。</p> <p>発艇は、船首を発艇線に揃えて行う。艇は、静止状態であること。</p> <p>2 1000m以下の競技において、発艇は「レディ セット ゴー (Ready Set Go) 」の号令で行われる。選手は「レディ」の号令でパドリングの準備をし、「セット」の号令で漕ぎ始めの位置でパドルおよび艇を静止させる。</p> <p>発艇員は、選手のスタート位置および静止姿勢が発艇状態になった時、ゴー (発砲もしくは短く強い信号音) で発する。</p> <p>3 発艇員は、5000m競技においては「スタート ウィズイン ワン ミニッツ」を通告し、発艇状態になった時、ゴー (発砲もしくは短く強い信号音) で発する。</p>	<p>1 選手は、指定された競技開始時刻の少なくとも3分前までに、スタートエリアの水上にいないといけない。スタートエリアは、発艇線から100m以内の水域とする。</p> <p>2 発艇2分前には 指定されたレーンに並ばなくてはならない。</p> <p>3 発艇は、発艇地点にいない選手を照会することなく行われる。</p> <p>発艇は、船首を発艇線に揃えて行う。艇は、静止状態であること。自動発艇装置使用の場合、船首が完全に発艇装置内にあること。</p> <p>4 1000m以下の競技において、発艇は「レディ セット ゴー (Ready Set Go) 」の号令で行われる。選手は「レディ」の号令でパドリングの準備をし、「セット」の号令でパドルをキャッチの位置に置く。この時点で前方に漕いではない。</p> <p>発艇員は、選手のスタート位置および静止姿勢が発艇状態になった時、「ゴー」 (もしくは発砲音や大きな音) を発する。</p> <p>5 発艇員は、1000mを超える長距離レースにおいては「スタート ウィズイン ワン ミニッツ」を通告し、発艇状態になった時、「ゴー」 (発砲音もしくは大きな音) を発する。</p>

ページ	現行	改定
	<p>4 発艇する際、選手がスタート号令の通告の途中もしくは直後、発砲する前に前方へ漕ぎ始めた場合、不正発艇となる。</p> <p>選手はゴーの号令（発砲音もしくは短く強い信号音）のみに反応しなければならない。予測して漕ぐことは許されない。</p> <p>発艇員は不正発艇が確認された場合、直ちに2度目の発砲をし、全艇をストップさせ、不正発艇した選手に警告を与え、再度発艇する。</p> <p>5 発艇線付近において、審判員の再三にわたる注意を無視する選手は、当該競技種目から除外し失格とする。</p>	<p>6 発艇する際、選手がスタート号令の通告の途中もしくは直後、発砲する前に前方へ漕ぎ始めた場合、不正発艇となる。</p> <p>選手はゴーの号令（発砲音もしくは短く強い信号音）のみに反応しなければならない。予測して漕ぐことは許されない。</p> <p>発艇員は不正発艇が確認された場合、直ちに2度目の発砲をし、全艇をストップさせ、不正発艇した選手に警告を与え、再度発艇する。</p> <p>7 発艇線付近において、審判員の再三にわたる注意を無視する選手は、当該競技種目から除外し失格とする。</p>
P19	<p>第29条 安全対策</p> <p>1 艇には、浮力体を装備しなければならない。</p> <p>2 18歳以下の選手は、競技中も練習中もライフジャケットを着用しなければならない。着用する救命胴衣は、常時7kg以上の浮力があるものとする。ただし、特別に連盟の認める場合、適用しないことがある。</p> <p>(追加)</p>	<p>第29条 安全対策</p> <p>1 艇には、浮力体を装備しなければならない。</p> <p>2 18歳以下の選手は、競技中も練習中もライフジャケットを着用しなければならない。着用するライフジャケットは、常時7kg以上の浮力があるものとする。ただし、特別に連盟の認める場合、適用しないことがある。</p> <p>3 体重40Kg未満の児童においては、5kg以上の浮力があるライフジャケットの使用を認める。</p>
	附則	<p>附則</p> <p>令和3年4月1日 改正増補</p>